

令和 8 年 3 月 23 日
青森市都市整備部住宅政策課長

緊急代執行の終了（茶屋町）

令和 8 年 2 月 16 日から行った、空家等特別措置法第 22 条第 11 項の規定に基づく特定空家の緊急代執行による除却が令和 8 年 3 月 23 日に完了しましたので、お知らせします。

除却前の状況



除却後の状況

